

# 栄養教諭の職務

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課  
学校給食調査官 齊藤 るみ



独立行政法人教職員支援機構

- 1 栄養教諭とは
- 2 栄養教諭の職務内容
  - ①主として食育に関すること
  - ②主として学校給食の管理に関すること

# 1 栄養教諭とは

**管理栄養士**又は**栄養士の免許**を有しており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教師

(食に関する指導の手引－第二次改訂版－)

**管理栄養士**とは、厚生労働大臣の免許を受けて、**管理栄養士の名称**を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者 (**栄養士法**)

**栄養士**とは、都道府県知事の免許を受けて、**栄養士の名称**を用いて栄養の指導に従事することを業とする者 (**栄養士法**)

# 1 栄養教諭とは

児童生徒の食生活の乱れが深刻化

学校における食に関する指導を充実、児童生徒が望ましい食習慣を身に付ける



平成17年4月から新たに栄養教諭制度が開始

※食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割

※給食管理のみを本務とする学校栄養職員とは、職務内容や職務上の責任、必要な資質が異なる新たな職

# 1 栄養教諭とは

栄養教諭を置くことができる（学校教育法）

※幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる  
（学校教育法）

【職務】

食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行う

教育上の高い相乗効果

## 2 栄養教諭の職務内容

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）

＜栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例＞

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関する事	各教科等における指導に関する事	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関する事	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
2	主として学校給食の管理に関する事	栄養管理に関する事	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関する事	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関する事」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

## 2 栄養教諭の職務内容①

### 1 主として**食育**に関すること

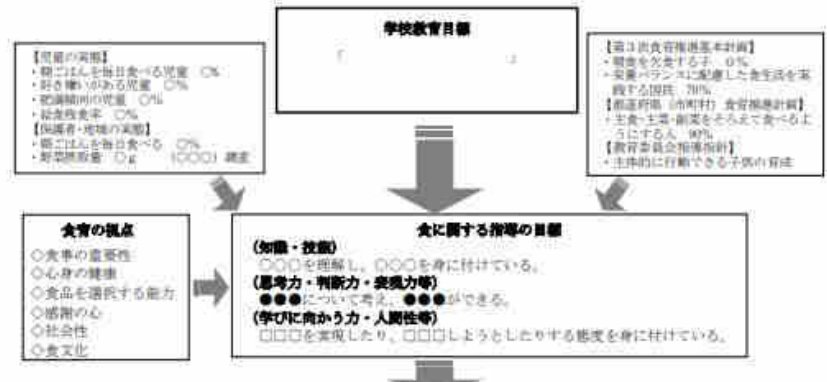
#### (1) **各教科等**における指導に関すること

- ▶ 食に関する指導の**全体計画**の作成
- ▶ **給食の時間**における児童生徒への**給食指導及び食に関する指導**
- ▶ 上記のほか、**各教科等**における**食に関する指導への参画**（チーム・ティーチング、教材作成等）

# 2 栄養教諭の職務内容①

## 食に関する指導の全体計画の作成

## 全体計画のイメージ



指導期・保育所 出席連携型認定 こども園	各学年の食に関する指導の目標			中学校 中学校の目標 や進路に関する 方針等を記 述する
	1, 2年	3, 4年	5, 6年	
食育計画・食育目 録・食育活動記録 なども作成する 食育に関する資料 集をまとめる	○○○ができる。 ●●●である。 □□□ができる。	○○○が分かる。○○○しようとする。 ●●●である。●●●である。 □□□ができる。	○○○を理解し、○○○できる。 ●●●し、●●●である。 □□□して、□□□ができる。	

**食育推進組織 (○◎委員会)**  
委員長：校長 (副委員長：副校長・教頭)  
委員：栄養教諭、主幹教諭、教務主任、保健主事、栄養教諭、学年主任、給食 (食育) 主任、体育主任、学級担任  
※必要に応じて、保護者代表、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の参加

**食に関する指導**

- 教科等における食に関する指導：関連する教科等において食に関する指導の視点を位置付けて指導
- 社会、理科、生活、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等
- 給食の時間における食に関する指導：
  - 食に関する指導：軌立を通して学習、教科等で学習したことを確認
  - 給食指導：準備から片付けまでの一連の指導の中で習得
  - 個別的な相談指導：肥満・やせ傾向、食物アレルギー・疾患、偏食、スゴーフ、○○

**地産産物の活用**  
給食推進委員会：年○回、構成委員 (○○、○○)、活動内容 (年間生産調整及び流通の確認、農場訪問 (体験) 計画)  
地産産物等の校内放送や指導カードを使用した給食時の指導の充実、教科等の学習や体験活動と関連を図る、○○

**家庭・地域との連携**  
個別的な情報発信、関係者評価の実施、地域ネットワーク (人材バンク) 等の活用  
学校だより、食育 (給食) だより、保健だより、学校給食試食会、家庭教育学級、学校保健委員会、講演会、料理教室  
自治体広報誌、ホームページ、公民館活動、食生活推進委員・生産者団体・地域食育推進委員会、学校運営協議会、  
地域学校連絡本部、○○

**食育推進の評価**  
活動指標：食に関する指導、学校給食の管理、連携・調整  
成果指標：児童の実態、保護者・地域の実態

教科等	4月	5月	6月	7月	8～9月
学校行事等	入学式	運動会	クリーン作戦	集団宿泊合宿	
推進体制	実行管理 計画策定	委員会		委員会	
社会	星の子【4年】、世界の 中の日本、日本の形 と数値【5年】	私たちの生活を支える飲 料水【4年】、高地に住 む人々の暮らし【5年】	身近な5大産物の産地【3年】、 この国はとろろ国【4年】、 新しい国【5年】日本の 食糧生産の特色【5年】、 特産・特産や農林の生活 習慣、大和政権【6年】	我が国の農業における 食料生産【5年】	地域に見られる生産の仕事 (農業)【3年】、我が国の水産 業における食料生産【5年】
理科		動物のからだのつくりと運 動【4年】、植物の成長 の仕組み【5年】、動物の からだのはたらき【6年】	どれくらい食べたか【3 年】、暑くなる【4年】、 秋の気候【5年】、植物 のからだのはたらき【6年】	生き物のくらしと環境 【6年】	実がたくさんできたよ 【3年】
生活	ごっとうだいすき 【1年】	たねまき【1年】、 学びます【2年】			秋のくらし、まつまいも しょうかくしよう【2年】
家庭		おいしい楽しい調理の 力【5年】		朝食から健康な1日の 生活を【6年】	
体育				毎日の生活と健康【3 年】	
他教科等	たけのこくん 【2年】	茶づみ【3年】		ゆうすげむらのかまな 旅籠【3年】	おおきな【1回】 海のいのち【6回】
道徳	総合的な 学習の時間	総合的な 学習の時間	総合的な 学習の時間	総合的な 学習の時間	総合的な 学習の時間
学級活動・ 食育教材活用	給食がはじまるよ* 【1年】	元気なものと静かにはん 【2年】、生活リズムを 調べよう【3年】、食 べ物の栄養【5年】	よくかんで食べよう 【4年】、朝食の大切 さを知ろう【6年】	夏休みの健康な生活に ついて考えよう【6年】	弁当の日のメニューを考えよう 【5・6年】
児童会活動	委員会、片付け点検確認、呼びかけ 目標に対する取組等 (5月：身支度チェック、12月：リクエスト献立募集・集計) 指示 (5月：手洗い、11月：おやつに食まれる砂糖、2月：大豆の減量) 【給食委員発表会「エ」				

**校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。**  
**(学校給食法第10条)**



## 2 栄養教諭の職務内容①

### ▶ 食に関する指導の**全体計画**の作成

校長のリーダーシップ

栄養教諭は、全体計画の作成や実践等で**中心的な役割**

- 1 全体計画の**進行管理**（原案作成、提示等）
- 2 **教職員**の連携・調整（担当教職員間での検討・協議等）
- 3 **家庭や地域**との連携・調整（当該学校・域内の食育コーディネーターとしての役割等）
- 4 **各種計画**との関連付け（給食献立計画等）
- 5 **児童生徒の食生活**の実態把握と活用（課題の提示等）
- 6 **食育の取組事例**等に関する情報提供（新しい動向、研究成果、各種情報の収集、把握）
- 7 **学校給食**の現状や課題等に関する情報提供（問題提起、解決方策の提案等）
- 8 複数の学校を**兼務する栄養教諭**の対応（本務校・兼務校の全体計画の作成に参画、中心的役割、指導日の調整）

## 2 栄養教諭の職務内容①

### ▶ 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導

#### 【給食指導】

日々の指導は学級担任、  
栄養教諭と連携

給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得

#### 【食に関する指導】

栄養教諭による直接的な  
指導や資料提供

献立を教材として用いた指導

学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習  
教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認 等

食に関する指導の手引—第二次改訂版—（文部科学省）

## 2 栄養教諭の職務内容①

栄養教諭による直接的な  
指導や資料提供

### 【給食の時間における食に関する指導】

#### (1) 献立を教材とした給食の時間における指導

- ・食料の生産、流通、消費
- ・食品の種類や特徴
- ・栄養のバランスのとれた食事

季節や地域の行事にちなんだ**行事食**の提供（食事という**実体験**を通して、食に関する知識理解、関心を深める）

#### (2) 教科等と連携した給食の時間における指導

- ・導入としての活用（給食→授業）
- ・学習の確認の場面としての活用（授業→給食）

栄養教諭は食に関する指導の  
全体計画を献立計画に反映、  
学級担任等は学校給食を教材  
として活用

食に関する指導の手引—第二次改訂版—（文部科学省）

## 2 栄養教諭の職務内容①

### 【給食の時間における食に関する指導】

#### (2) 教科等と連携した給食の時間における指導

- ・ **導入としての活用（給食→授業）**

例：【小学校】第3学年 理科

植物のからだを学習する際、野菜を例に、根や茎、葉、花（つぼみ）、実のどの部分を食べている野菜なのかを給食を食べながら予想、実際に食べることで、イメージが付きやすくなる

- ・ **学習の確認の場面としての活用（授業→給食）**

例：【小学校】第5学年 家庭科

栄養バランスのとれた献立

給食を食べながら、献立を構成する要素としての主食、主菜、副菜についての学習を振り返り、理解を深める

食に関する指導の手引—第二次改訂版—（文部科学省）

## 2 栄養教諭の職務内容①

### ・ 各教科等における食に関する指導への参画

(ティーム・ティーチング、教材作成等)

**食育の推進**について、**体育科**（保健体育科）、**家庭科**（技術・家庭科）及び**特別活動**の時間はもとより、**各教科**、**道徳科**、**外国語活動**及び**総合的な学習の時間**などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

(小学校（中学校）学習指導要領)

各教科等では、それぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせ、三つの柱に沿った資質・能力の育成を目指し目標を示している。

関連する教科等において**食に関する指導**を行うことで、食育の充実につなげることのみならず、当該教科の目標がよりよく達成されることを目指す。

## 2 栄養教諭の職務内容①

### ・ 各教科等における食に関する指導

- ・ 児童生徒に当該教科等の目標や内容を身に付けさせ目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」を位置づけ、意図的に指導することが重要
- ・ 評価は学習指導要領に基づき**当該教科等の評価**として行う

### 【食育の視点】

- ・ 食事の重要性
- ・ 心身の健康
- ・ 食品を選択する能力
- ・ 感謝の心
- ・ 社会性
- ・ 食文化

栄養教諭の具体的な授業参画の方法

- ① ティーム・ティーチング
- ② 教材研究
- ③ 指導計画に基づく打合せ 等

食に関する指導の手引—第二次改訂版—（文部科学省）

栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（文部科学省）

## 2 栄養教諭の職務内容①

### ▶ 各教科等における食に関する指導

**「食育の視点」**は、学校における食育の推進を評価するための指標として活用することから、「食育の視点」に示した姿に到達したかどうか、児童生徒の変容等を見取る

**栄養教諭**は、食育の推進の評価のための資料として、児童生徒の変容を「食育の視点」別に整理・蓄積しておくことが重要

## 2 栄養教諭の職務内容①

### 1 主として食育に関すること

#### (2) 食に関する健康課題の相談指導に関すること

▶ 食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）

- ・ **学校給食法第 10 条**（学校給食を活用した食に関する指導）
- ・ **学校保健安全法第 8 条**（健康相談）及び**第 9 条**（保健指導）

サービス監督権者である教育委員会等や校長等の管理職において、サービス上の配慮・措置を適切に実施することが必要



## 2 栄養教諭の職務内容①

### ・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導

授業や学級活動の中など全体での指導では解決できない**健康に関係した個別性の高い課題**について**改善を促す**ために実施

#### 〈想定される個別的な相談指導〉

偏食のある児童生徒

肥満・やせ傾向にある児童生徒

食物アレルギーを有する児童生徒

スポーツをする児童生徒

食行動に問題を抱える児童生徒

食物アレルギーは、「学校給食における対応」と「個別的な相談指導」の両立が重要

(**栄養**や**食**が関係する**疾患**を有する児童生徒について、本人や関係者から相談指導の依頼があった場合は対応)

## 2 栄養教諭の職務内容①

- ▶ 食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導

### 【**栄養教諭**の役割】

- **管理栄養士・栄養士**の資格を有した唯一の教師、食に関する高い知識やスキルをもって個別的な相談指導を主体的かつ効果的にすすめる役割
- 学校現場や児童生徒を対象とすることから、学年、年齢、発育段階に合わせた指導スキルが必要

## 2 栄養教諭の職務内容②

### 2 主として学校給食の管理に関する事

#### (1) 栄養管理に関する事

- ▶ 学校給食実施基準に基づく栄養管理

(献立作成、栄養摂取状況の把握)

- **学校給食実施基準** (学校給食法 第8条)

児童又は生徒一人一回当たりの**学校給食摂取基準**

## 2 栄養教諭の職務内容②

### 児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区 分	基 準 値			
	児童（6歳～7歳） の場合	児童（8歳～9歳） の場合	児童（10歳～11歳）の 場合	生徒（12歳～14歳）の 場合
エネルギー（kcal）	530	650	780	830
たんぱく質（%）	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂 質（%）	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム（食塩相当量）（g）	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム（mg）	290	350	360	450
マグネシウム（mg）	40	50	70	120
鉄（mg）	2	3	3.5	4.5
ビタミンA（ $\mu$ gRAE）	160	200	240	300
ビタミンB <sub>1</sub> （mg）	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB <sub>2</sub> （mg）	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC（mg）	20	25	30	35
食物繊維（g）	4以上	4.5以上	5以上	7以上

（注） 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

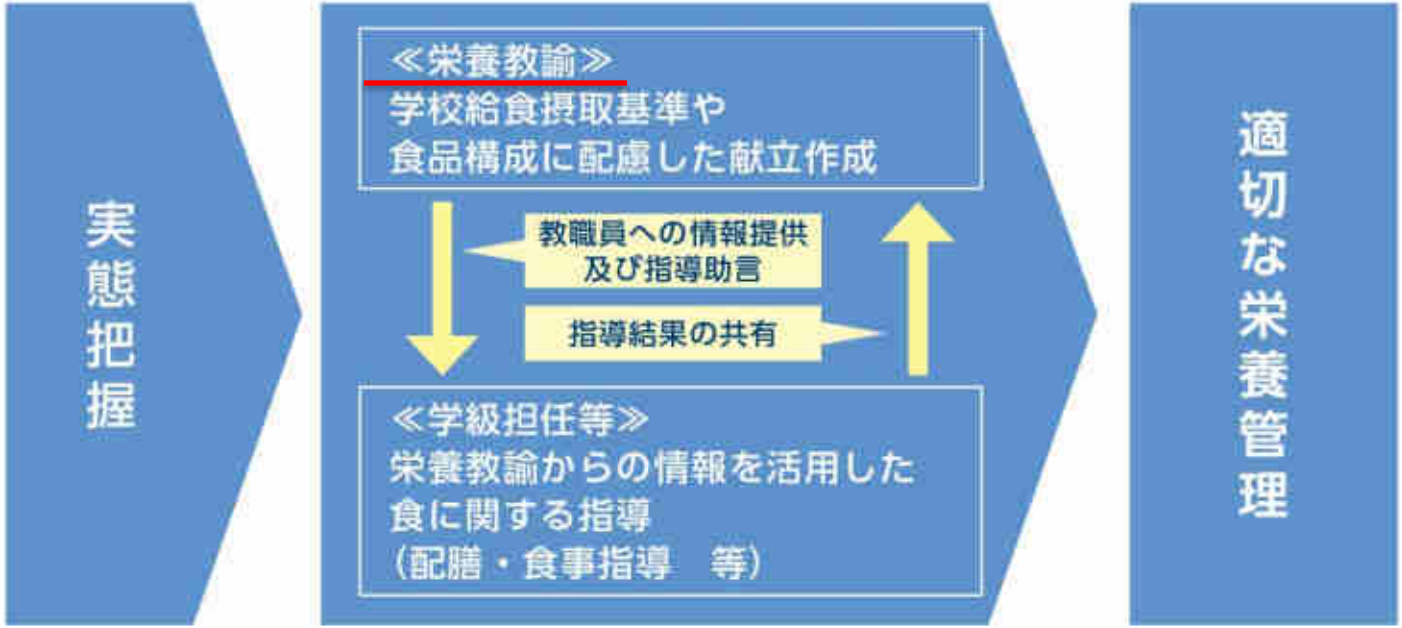
亜鉛……児童（6歳～7歳） 2mg、児童（8歳～9歳） 2mg、  
児童（10歳～11歳） 2mg、生徒（12歳～14歳） 3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

# 2 栄養教諭の職務内容②

## 学校給食実施基準に基づく栄養管理



食事状況調査  
残食調査結果等

個々の健康状態等の  
実情に十分配慮

栄養教諭を中核とした全校体制（組織的対応）

## 2 栄養教諭の職務内容②

### 2 主として学校給食の管理に関すること (2) 衛生管理に関すること

#### ▶ 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理

(学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言)

#### ・ **学校給食衛生管理基準** (学校給食法 第9条)

## 2 栄養教諭の職務内容②

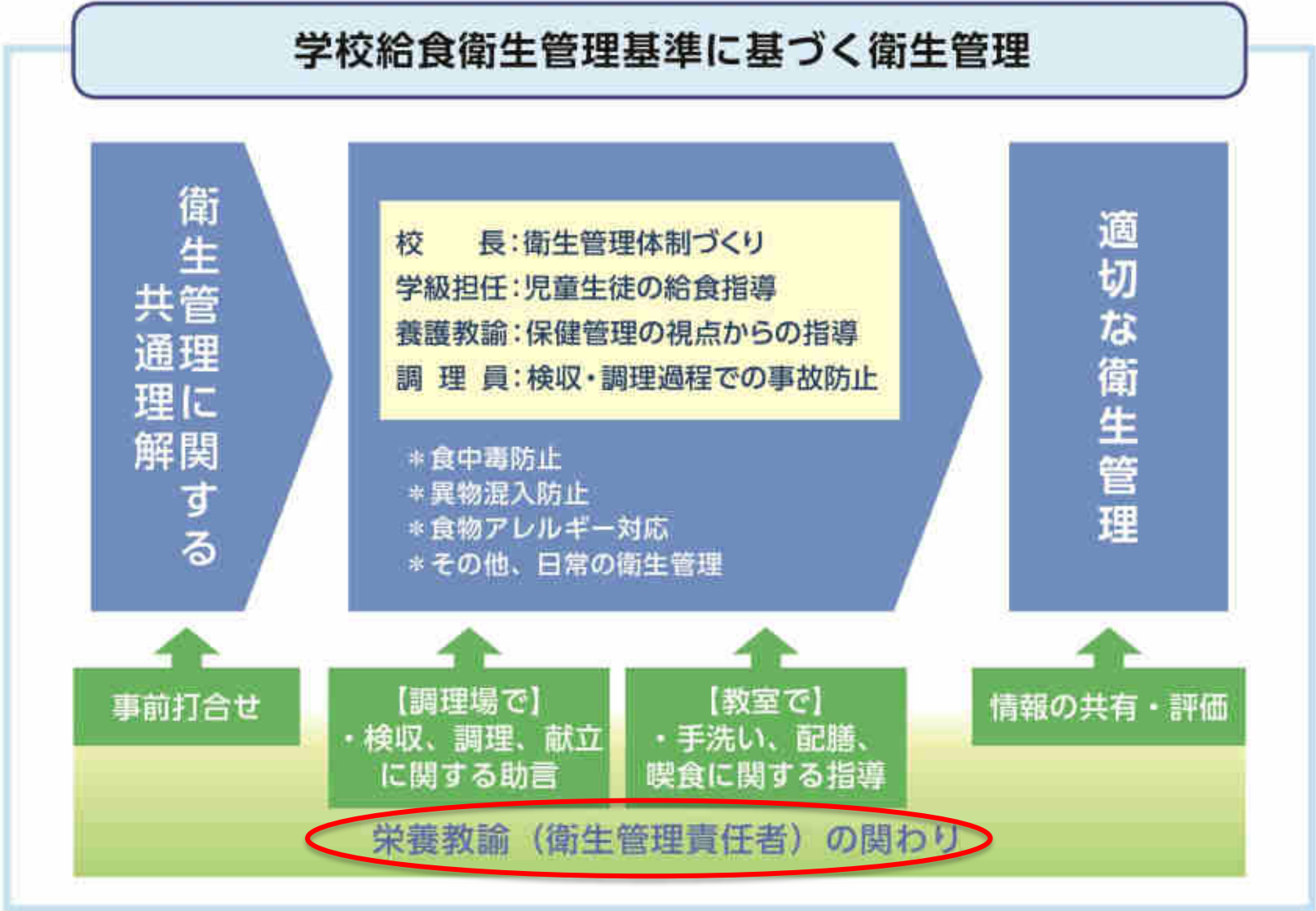
### 【学校給食衛生管理基準】

- 第1 総則
- 第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準
- 第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準
- 第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準
- 第5 日常及び臨時の衛生検査
- 第6 雑則

**栄養教諭**等を**衛生管理責任者**として定めること。ただし、栄養教諭等が現にいない場合は、調理師資格を有する学校給食調理員等を衛生管理責任者として定めること。

**衛生管理責任者**は、施設及び設備の衛生、食品の衛生及び学校給食調理員の衛生の日常管理等に当たること。また、調理過程における下処理、調理、配送等の作業工程を分析し、各工程において清潔かつ迅速に加熱及び冷却調理が適切に行われているかを確認し、その結果を記録すること。

# 2 栄養教諭の職務内容②





## 2 栄養教諭の職務内容（参考）

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議の議論の取りまとめ

### 【課題及び解決に向けた方向性】

#### ① 求められる役割（職務の範囲）の明確化

- **栄養教諭**は、学校栄養職員が主として学校給食の管理を担うのに対し、**食に関する指導と学校給食の管理を一体**のものとして行うことを本来の役割
- 現状、**学校給食の管理に関する業務に比重が置かれ、栄養教諭としての本来の役割を果たせていない**
- 単独調理方式と共同調理方式の別でその状況に更に大きな格差

## 2 栄養教諭の職務内容（参考）

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議の議論の取りまとめ

### 【**栄養教諭**に担うことが求められる職務について】

#### ＜学校給食の管理＞

- 食に関する指導と並ぶ、栄養教諭の職務の柱の一つ
- 学校給食の管理に、栄養教諭及び学校栄養職員以外の他の教職員が関与することは想定されないものの、逆に、本来、学校給食の管理に含まれない業務まで、栄養教諭に委ねられているのではないかという指摘
- 他の教職員との役割分担を明確にした上で対応することが必要
- 献立作成を越えて、食材の調達に係る契約手続きや、学校給食の調理そのものまで栄養教諭が担っているケースが散見  
これらの業務は、栄養「教諭」の本務としては必ずしも適切ではないため、見直し

## 2 栄養教諭の職務内容（参考）

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議の議論の取りまとめ

### 【栄養教諭に担うことが求められる職務について】

#### ＜学校給食の管理＞

栄養教諭が実施すべき業務を行う  
教育委員会、学校関係者の認識を再共有する

#### ○栄養管理（献立作成）

摂取エネルギーや栄養バランス、アレルギーの有無など、様々な要素を踏まえる必要があることから、ソフトウェアやアプリを活用して、事務の効率化を図るべき

#### ○学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理

栄養教諭は、学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食調理場における衛生管理責任者として、その施設・設備や食品、学校給食調理員の衛生管理を担当することが必要となるが、その際には、実際の調理を担う学校給食調理員との業務内容の整理・分担やICTの活用等により、業務の効率化を図ることが重要

- 1 栄養教諭とは
- 2 栄養教諭の職務内容
  - ①主として食育に関する事
  - ②主として学校給食の管理に関する事

# 参考資料

食に関する指導の手引－第二次改訂版－（平成31年3月）文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1292952.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm)

栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（平成29年3月）文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1385699.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1385699.htm)

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議 議論の取りまとめ  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/178/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/178/mext_00002.html)

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）  
[https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt\\_kenshoku-100000619\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kenshoku-100000619_1.pdf)